

IV. 介護老人保健施設レーベンハウス 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団八葉会が開設する介護老人保健施設レーベンハウス（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下 単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って適正な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を維持できるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを基本方針とする。

2 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して利用上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設レーベンハウス
- (2) 開設年月日 平成10年3月20日（開設許可番号 9高保地第795号）
- (3) 所在地 東京都足立区西新井本町2-23-1
- (4) 電話番号 03-3854-4761 FAX番号 03-3854-2062
- (5) 管理者名 大石 瑞枝（役職：施設長）
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1372105666号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、当施設内で行われる施設サービス、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）にあたるものを含めて次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者	1人
(2)	医師	1. 2人以上
(3)	看護職員	10人以上
(4)	介護職員	30人以上
(5)	支援相談員	2人以上
(6)	理学療法士・作業療法士	2. 8人以上
(7)	管理栄養士	1人以上
(8)	介護支援専門員	1人以上
(9)	事務員	4人以上

(従業員の職務内容)

第6条 当施設指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に従事する理学療法士・作業療法士等の職務内容は、利用者に交付した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づきながら、医師の指導監督のもとに適正なりハビリテーションを実施する。

(営業日及び営業時間)

第7条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 盆・年末年始・ゴールデンウィーク等一部時期を除き、原則月曜日から金曜日までの各日とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下とおりにする。

- (1) 保険給付の自己負担額は厚生労働大臣が定める額とし、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 次条に定める通常の実施地域を超えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は実費相当額につき支払いを受ける。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域を以下の通りとする。

足立区、北区北東部、荒川区

(訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画)

第10条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画（以下計画という）は、利用者の病状、心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ、居宅サービス（介護予防サービス）計画に沿って作成する。計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、計画が居宅サービス（介護予防サービス）計画に沿ったものか確認し、必要に応じて変更する。

(職員の服務規律)

第 11 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 12 条 施設職員の資質向上のために、随時勉強会・研究会、スーパービジョン等を実施し、その他施設内外における各種研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 13 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団八葉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 14 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 15 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

- 2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団八葉会介護老人保健施設レーベンハウスの役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。